

農業委員会委員選挙人名簿の登録申請について

農業委員会委員の選挙人名簿は、農業者からの申請に基づいて1月1日現在の選挙資格を調査し作成します。この度、平成27年度の農業委員会委員選挙人名簿の作成を行います。

申請書の提出がないときは、農業委員会委員選挙人名簿に登録されないため、農業委員会委員選挙の投票等ができなくなりますので注意してください。なお、平成27年度は農業委員会委員選挙の改選の年度です。

☆選挙権のある方

平成27年1月1日現在茨城県に住所を有する平成7年4月1日以前に生まれた人で、次のいずれかに該当する人。

1. 10アール以上の農地を所有・借受けし、耕作を営んでいる人
2. 耕作を営んでいる人の同居親族及び配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事している人
3. 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員又は株主で、年間おおむね60日以上耕作に従事する人

☆申請書の配布・回収

1. 区に加入されている方は、区長(班長)を通じて配布・回収しますので、必要事項を記入し区長(班長)を通じて町農業委員会事務局へ提出ください。
2. 区に加入されていない方については直接郵送しますので、茨城県町農業委員会事務局へ提出ください。
※新規に農地を10アール以上取得したときは、申請書が郵送されていない可能性があるため、農業委員会事務局までお問い合わせください。

☆提出期限 平成27年1月10日(土) 必着

※1月10日(土)は閉庁日となりますので、出来る限り1月9日(金)までの提出をお願いいたします。

【問合せ先】農業委員会事務局 ☎240-7117

警告! 年末年始に増える悪質商法に注意を!

全国的に被害が絶えない『ニセ電話詐欺』の被害。茨城県内でも平成26年10月末現在で227件、11億8404万円の『ニセ電話詐欺』の被害に遭っており(茨城県警察ニセ電話詐欺対策室まとめ)、茨城県内でも被害がでています。

特に年末年始は、子どもたちも高額なお小遣いを手にする機会があるため、高齢者だけではなく子どもたちにも注意が必要です!

高齢者の場合

- ☆オレオレ詐欺・・・携帯電話の番号が変わった、会社の金を使い込んだ! など。
- ☆還付金詐欺・・・医療費を返金します、税金の還付金がある など。
- ☆金融商品取引・・・必ず値上がりする、選ばれた人しか買えない、高く買い取る など。

※お金の話がでたら「詐欺」を疑ってください。被害防止には留守番電話やナンバーディスプレイ機能などが有効です。

未成年・若者の場合

- ☆ワンクリック詐欺・・・URLや年齢をクリックしただけで会員登録され、料金を請求された など。
- ☆架空請求・・・突然、メールやハガキで身に覚えのない料金を請求される など。
- ☆オンラインゲームでのトラブル
・・・無料と宣伝しているゲームでも、ゲームを有利に進めるためのアイテムなどは有料の場合が多く、ゲームに熱中するあまり高額な請求を受けた など。

※この他にもインターネット通販やオークションのトラブルなど、ネット関係のトラブルが増えています。万が一、注文した覚えのない商品が届いたり料金を請求されても、すぐに支払ったり業者に連絡などはせず、まずは家族に相談するよう普段から話をおきましょう。

【問合せ先】茨城県消費生活センター ☎291-1690
※12月27日(土)～1月4日(日)の年末年始はお休みになります

冬の一斉催告実施中

～今年の税金は今年のうちに～

収納対策課では、納期限を過ぎても納付をされていない方を対象に、10月に引き続いて一斉催告書を送付しております。

これは、ご自身の未納額をご確認していただくためと、未納額が高額となる前に自主的な納付を促すために行っております。

税金は町の運営に欠かすことの出来ない貴重な財源です。また、多くの納期限内納税者との税負担の公平性を維持しなければなりませんので、早期の納付をお願いします。

未納のまま放置されますと、今後厳しい滞納処分を行うための準備として、法に基づく財産調査を開始することになります。

財産調査の対象となる方

納期限を過ぎて未納のまま放置していると、平成26年度分の課税であっても財産調査を行い、差押に向けた準備を行います。



財産調査とは? (国税徴収法第141条)

預貯金の有無、生命保険の加入状況、不動産の所有等、年金支給の有無、給与支給の状況を調査し、差押執行に向けて準備をすることです。

どうしても納期限内に納付が困難な方

病気・失業・事業の経営不振などの理由により、どうしても納期限内に納付が困難な方は、ご自身で納付計画を考え、収納対策課までご本人が来庁してください。

原則、お電話での納税相談は行いません。

※今回の一斉催告では、累積催告者を対象に黄色の用紙(警告)を使用しています。

納付、忘れていませんか?

【問合せ先】収納対策課(5番窓口) ☎240-7104(直通)